

5 豊監第11号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき定例監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和5年11月27日

豊山町監査委員 堀尾 博樹

豊山町監査委員 水野 晃

定例監査結果報告書

1 監査の対象

- ①職員の配置状況、行政組織、年休取得及び時間外の状況
(担当部署 総務部総務課)
- ②指定管理者制度
(担当部署：総務部総務課、生活福祉部福祉課・子ども応援課、教育委員会生涯学習課)

2 監査の実施日

令和5年11月24日(金)

3 監査の概要

上記の監査の対象について、関係法令等及び予算に基づき適切に執行されているかを主眼とし、経済性、効率性、有効性の観点にも留意しつつ関係書類による検査及び関係職員からの聞き取りにより実施した。

4 監査の結果

監査を実施した結果、財務に関する事務及び経営に係る事業の管理については、概ね適正に行われていると認められた。